

申 請 者 各 位

株式会社 京都確認検査機構

代表取締役 榎 田 攻

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

改正建築基準法の施行より 1 年が過ぎ弊社におきましてもお客様のご協力によりスムーズな確認処理が行えるようになってまいりました。さて、指定確認検査機関に対する改正建築基準法の一部の経過措置が平成 20 年 6 月 19 日であることを受け弊社に於きましても業務規程の改定を行い、平成 20 年 6 月 2 日付けにて国土交通省近畿地方整備局より業務規程の認可をいただきました。その中で弊社に確認申請を出していただく場合、確認の公正中立性を保つため、申請者様より当該建築計画に係る制限業種に係る業務を行う企業等の一覧を添付していただくこととなりました。(業務規程第 17 条)

申請者様にはお手数をお掛けいたしますが公正中立な確認業務の遂行のためご理解いただけますようお願いいたします。

株式会社京都確認検査機構 業務規程（抜粋）

（確認の申請、受付、引受及び契約）

第 17 条 建築主は、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 3、第 2 条の 2 又は第 3 条（これらの規定を第 3 条の 3 第 1 項から第 3 項まで又は第 8 条の 2 第 1 項、第 6 項若しくは第 7 項において準用する場合を含む。）の規定による申請書に次に掲げる書類を添えて確認の申請を行うものとする。

（4） 当該建築計画に係る制限業種に係る業務を行う企業等の一覧

（参考）制限業種とは・・・

（用語の定義）

第 1 条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（6） 制限業種 次に掲げる業種（建築主事が確認検査を行うこととなる国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に係るもの及び建築主事を置かない市町村の建築物に係る工事監理業を除く。）をいう。

イ 設計・工事監理業（工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。ただし、建築物に関する調査、鑑定業務は除く。）

ロ 建設業（しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業等建築物又はその敷地に係るものではない業務を除く。）

ハ 不動産業（土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。）

ニ 建築設備の製造、供給及び流通業

